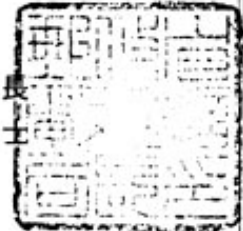


郵電移第12号
平成10年5月20日

社団法人日本アマチュア無線連盟
会長 原 昌 三 殿

電気通信局長
谷 公 士



アマチュア局と公衆網の接続について（回答）

平成10年2月2日付け日アマ第90657号で要望がありましたの標記の件につきまして検討した結果、下記のとおり接続に係る基本的要件等を明確にしましたので、通知します。

なお、公衆網への接続及びそれに伴う無線局の運用については、電波法令及び電気通信事業法令を遵守するよう周知・啓発を行うよう、よろしく願います。

記

1 接続に係る基本的要件

第一種電気通信事業者が電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第52条第1項に基づき、当該接続の請求を拒否しているものでないこと。

2 法令に係る制約

(1) 電波法

電気通信事業者回線と接続されても、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の目的外使用の禁止は、当然適用されることから、免許状に記載された無線局の目的又は通信事項の範囲を超える運用を行うことはできず、同条に違反して無線局の運用を行った場合には、同法第110条の罰則が適用される。

(2) 電気通信事業法

事業性が認められた場合には、電気通信事業法第9条第1項の規定に違反し、同法第100条の罰則規定が適用される。

(3) 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則

電波法第3条の規定により、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則S25.3及び同S25.4の規定を適用し、免許人が自ら行う免許人のための通信を除き、国際通信の伝送はできない。

